

山梨県公報

第二千八百四十号

平成三十年

十一月十九日

月 曜 日

目次

- 道路の区域変更(二件)……………五六三
- 道路の供用開始……………五六三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五六三

告示

山梨県告示第三百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市高根町五町田字土蜂地一六四九番一 地先から 北杜市高根町五町田字土蜂地一六三八番一 地先まで	八・四 一五・七	一三・一 一九・一	二〇四・八	二〇四・八

山梨県告示第三百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
上野原市西原字宮原五五〇二番地先から 上野原市西原字宮原五五一一番地先まで	一六・七 二一・五	二四・二 二六・一	五四・三	五四・三

山梨県告示第三百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長の		供用開始の 期日
			(メートル)	長	
一般国道	四百十一号	北都留郡丹波山村字大常木一 四四六番一 地先から 北都留郡丹波山村字大常木一 四四六番一 地先まで	七一五・〇	七	平成三十年 十一月二十 七日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年十一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人障害者地域生活サポート・オリーブ
 - 2 代表者の氏名 辻りち子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市増坪町八十番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、知的・身体・精神の障害を有する者に対して、自立した地域生活を送るための支援に関する事業を行い、提供する福祉サービスの質の向上並びに地域福祉の推進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年十一月十三日から同年十二月十三日まで